

今月のトピック

阪神大震災と国際人権規約

●人権は県境を越えうるか

●直ちに実現すべき救済措置

阪神大震災発生から半月余を経た二月六日、大阪弁護士会は「阪神大震災被災者救済のための緊急提言」を行い、「被災者は、憲法、『経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約』（社会権規約）等に定められた最も基本的な人権が確保されていない状況下にある。被災者の人間らしい生活の回復、人権回復のために、政府、自治体等における、被災者の住居の確保、その他一刻も早い救済措置が完遂されなければならぬ」ことを、内閣総理大臣、衆参両院議長など関係機関に申し入れた。しかし、二カ月を経た現在までにせつかく震災を生き延びた被災者の内五〇〇人以上が、震災のショックと避難所等の過酷な生活環境が原因で死亡し（三月一八日ABCテレビ）、さらに何倍もの人が緩慢な死へと追いやられている。もし政府・自治体が、「権利の完全な実現を漸進的に達成」しなければならぬとする社会権規約を、法的拘束力のないプログラム規定と解しているなら誤りである。規約によりすべての人に認められた権利は「最小限の核となる内容（minimum core contents）」を有しており、政府はこれらの内容を「利用可能な手段を

最大限に用いて」直ちに「実現」しなければならぬ条約上の義務を負っている（二条）。

被災地、避難所の状況は日々変化しており、しかも避難所間の格差が非常に大きい。しかし、以下の状況は多くの被災者が体験している状況である。避難所となった講堂、体育館等は暖房がなく、一畳分のスペースでプライバシーがない。女性は着替えに苦勞し、高齢者はトイレにたどり着くのに苦勞する。風呂も二時間列び、洗濯もコインランドリーで二時間列ぶ。干し場がないから乾くのに二三日かかる。食事は、冷たいハンバーグ、コロッケなど栄養的に偏り、お年寄りの口に合わない。

また、二月一六日NHKクローズアップ現代は「避難生活がきっかけで亡くなった高齢者一一三人。内四五人肺炎、二七人心疾患」、二六日朝日新聞

は「避難生活を送る被災者に、精神的ストレスが原因の胃潰瘍等、重度の胃腸障害の患者が増え、突然血を吐いて救急車で運ばれる例が多く、死亡者もいる」、三月六日朝日新聞は義捐金支給をめぐる行政の対応が引き金で入水自殺した老人をはじめ、被災関連の自殺者が兵庫県警の把握しているだけに既に五人に達していると報じている。子どもも極めて大きな心身のストレスに曝されている。

●被災者に国際人権規約にもとづく権利の回復を

国際人権規約は、第二次世界大戦下ナチスドイツによるユダヤ人迫害をはじめその国の法律では合法的な人権侵害が行われ、人権侵害を根絶するには、国内法のシステムだけでは不完全で、人権を国際的な監視のもとに置き、侵害のあるときには国境を越えて干渉しなければならぬという反省が

生まれ、加盟国を法的に拘束する条約と国際人権規約が作られた。国境を越えた人権の法的保障への道を拓いたことにその存在理由がある。規約は「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）と「市民的・政治的権利に関する国際規約」（市民権規約）から成る。批准した国は加盟国と国内に住むすべての人に対しこの規約を守る国際的・国内的義務、規約の実施状況を加盟から二年以内に、さらに五年毎に国連に報告する義務を負う。日本政府は一九七九年批准し、この義務を負っている。自由権委員会と社会権委員会は各国から寄せられた報告をもとに討議し規約のあるべき内容・解釈を年報に公表している。そのうち一般的意見として出されるものは委員全員一致によるもので最も権威の高いものである。

次に、被災者に対する政府等の対応に違反があると私たちが考える規定を一般的意見を参照しつつ見てみよう。社会権規約第一条は「国は、相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についてのすべての者の権利を認める。国は、この権利の実現を確保するために適当な措置をとることを認める」。すなわち、すべての人は国に対しこれらを要求する権利を持つ

ている。

「住居に対する権利」に関して一般
的意見は、この権利が他のすべての社
会権の享受の中心であり、「住居」は
単なる頭上の屋根でなく、安全・平穩
が保たれ人間としての尊厳を持って生
活する権利であり、「相当な」住居と
は調理・暖房用のエネルギー、衛生・
洗濯の設備、居住性―充分な空間・物
理的安全性（過密による病気からの安
全性など）を備えたものでなければな
らないと述べている。さらに討議のな
かで、住居に対する権利は、雨風をし
のぐという物理的な構造に限定され
ず、位置・建築様式・デザインへの
人々の参加など質的な側面を含むもの
であり、プライバシー権・投票権・家
族生活の権利等市民的政治的権利と直
接にかかわることが述べられている。

「食糧にたいする権利」は世界人権
宣言で認められた生命に対する権利の
一部であり、社会権の「最小限の核と
なる内容」である。個人は単なる慈悲
として食糧を求めて行列する権利でな
く、単なるカロリーでなく、バランス
がとれ、栄養を満たして安全であるこ
と、文化的に受け入れられること、人
間としての尊厳を損なわない方法で入
手しうるものでなければならぬ。災
害時において特に重要な権利である。
充分な食糧に対する権利なくして他の
市民的・社会的諸々の人権は存在しえ

ないか無意味になるからである。
一二条「国は、すべての者が到達可
能な最高水準の身体及び精神の健康を
享受する権利を有することを認める」。
他の同種の規約と異なり、精神の健康
にも言及していること、到達可能な最
高水準の健康への権利であると明示さ
れていることが重要である。

六条「国は、労働の権利を認め、こ
の権利を保障するため適当な措置をと
る。この権利にはすべての者が労働に
よって生計を立てる機会を得る権利を
含む。」



体育館で被災生活が続く被災者

被災者に対する救済の実態は、権利
の「最小限の核となる内容」からほど

遠い。食事ひとつとっても、食糧とグ
ルメ番組で溢れかえっている飽食の国
で被災地だけは前述のとおりである。
被災者は電車に二〇分乗って武庫川と
淀川を越えただけで天国と地獄ほど違
う別世界がある、被災地に帰ると夢見
ているような気持になるといふ。人権
は国境どこか県境さえ越えていな
い。目下の被災者に対する救済の実態
は、経済大国日本が、規約に認められ
た権利実現のために「自国における利
用可能な手段を最大限に用い」ている
とは到底いえず、規約違反は明白であ
る。人権は抽象的なものでなく、極め
て具体的なものであり、人間生活にと
つても最も基本的なものである。政
府・自治体は、規約上の義務を履行し
「国際社会において名誉ある地位を占
めるために」（憲法前文）直ちに予算
を組み替え以下のことをなさねばなら
ない。

(1) これ以上一人の死者も出さな
いように入院施設を増設し、避難所内
外の被災者の環境を改善する。年齢・
健康・嗜好に応じた変化に富んだ食事
内容の実現。炊事・洗濯・入浴・エア
コンディショニング設備の設置など。

(2) 避難所の運営と被災地の再建
について被災者に実質的な発言権を保
障し、民主主義を実現する。

(3) 廃棄物、特にアスベストなど
有害物質の健康に対する影響について

の情報を伝え、解体処理、排泄物処理
過程の環境管理をより厳しくする。

(4) 被災者が何を最も必要として
いるか被災者の声を聞かねばならぬ
い。仮設住宅の構造は高齢者には使
いにくく、身体障害者には使えない。
い。つ入れるかわからず、結局は取り壊す
仮設住宅に何百万円もかけるより、今
の避難所・テント生活から一刻も早く
抜け出せるより簡易なプレハブを便利
な場所にレンタルし、その間に恒久住
宅を建てるといふ二段構えにする。

(5) 失業対策事業など地元での収
入の道を確保する。

何よりも、将来の計画について時期
が明示されることが必要である。希望
を持って現在の困難に耐えうるものに
なろう。

国は「立法措置その他すべての適当
な方法により」規約上の権利を実現す
る義務を負っている。したがって、政
府・自治体が権利の「最小限の核とな
る内容」さえ速やかに実行しない場合
には、被災者は裁判所に訴えて権利を
実現することができるのである。今、
人権は県境を越えうるか、が問われて
いる。

弁護士 熊野勝之

関西外国語大学助教授

シルビア・アラウジョ・ハマノ